障がい福祉に係る手当・年金

平成27年度から手当額(月額)が変更になりました。

手当の種別		平成26年度	平成27年度
特別児童扶養手当	1級	4万9,900円	5万1,100円
	2級	3万3,230円	3万4,030円
障害児福祉手当		1万4,140円	1万4,480円
特別障害者手当		2万6,000円	2万6,620円
経過的福祉手当		1万4,140円	1万4,480円

特別児童扶養手当

対　象　次のいずれかに該当し、市内に住所のある身体または精神に中度以上の障がいを有する20歳未満の児童を家庭で養育している人

- 身体障害者手帳１級～３級および４級の一部、もしくは療育手帳Ａ・Ｂ
- 上記の手帳を所持せず、障がいの程度が同等の人

対象にならない場合

- 上記のいずれかに該当する児童が施設に入所しているとき、または障がいを理由とする公的年金を受給しているとき
- 本人･配偶者･扶養義務者の所得が限度額を超えているとき

障害児福祉手当

対　象　次のいずれかに該当し、市内に住所のある身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の人

- 身体障害者手帳１級および２級の一部
- 療育手帳Ａ１(最重度)
- 上記の手帳を所持せず、障がいの程度が同等の人

対象にならない場合

- 上記のいずれかに該当する人が施設に入所しているとき、または障がいを理由とする公的年金を受給しているとき
- 本人･配偶者･扶養義務者の所得が限度額を超えているとき

特別障害者手当

対　象　次のいずれかに該当し、市内に住所のある身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の状態にある20歳以上の人

- 身体障害者手帳１級～２級程度の障がいの重複
- 上記の手帳を所持せず、障がいの程度が同等の人

対象にならない場合

上記のいずれかに該当する人が施設に入所しているとき、または病院・診療所に継続して３カ月以上入院しているとき

津市心身障害児童福祉年金

特別児童扶養手当と同時に受けられます。

対　象　次のいずれかに該当し、市内に住所のある３歳以上20歳未満の重度障がい児を在宅で養育している人

- 身体障害者手帳１級～３級
- 療育手帳Ａ１(最重度)・Ａ２(重度)・Ｂ１(中度)

対象にならない場合

上記のいずれかに該当する人が障害児福祉手当を受給しているとき、または施設に入所しているとき

支給額　障がい児１人につき月額7,000円

津市重度心身障害者等介護手当

対　象　次のいずれかに該当し、市内に住所のある20歳以上の重度の障がい者などと同一の生活を営み、常時介護を行う人

- 身体障害者手帳の障がい名が上肢・下肢・体幹機能障がい、または視覚障がい１級
- 療育手帳Ａ１(最重度)またはＡ２(重度)
- 精神障害者保健福祉手帳１級
- 介護保険の要介護状態区分が要介護４または５

対象にならない場合

- 上記のいずれかに該当する人が特別障害者手当または経過的福祉手当を受給しているとき、または施設に入所しているとき
- 介護者が上記のいずれかの障がいを有したとき
- 所得税課税世帯

支給額　障がい者など１人につき月額3,000円

自立支援医療

自立支援医療には育成医療、更生医療、精神通院医療があり、所得に応じて自己負担額に上限が設けられています。

育成医療・更生医療

対　象　身体障がい者などがその障がいを除去・軽減する手術等の治療により、日常生活能力や社会生活能力などの回復を図り、その効果が確実に期待できる人

精神通院医療

対　象　精神保健福祉法に規定する総合失調症などの精神疾患のある人で、通院による精神医療を継続的に必要とする人